

財務省告示第三百三十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十四年八月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。

平成十四年九月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記 利付国庫債券（二年）（第九十 九回）
二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一号）第十一 條第一項
三	発行方法 郵便貯金資金による引受け
四	発行金額 額面金額で四千五百億円
五	払込金額 四千万円、五十万円、百万円、千 五百万円、十億円、百億円、千 六百万円、一億円及び十億円の六種
六	種類 額面金額の
七	発行行 平成一パーセント
八	発行行 額面金額につき百円十二銭
九	利率 年〇・一パーセント
十	初期利子 平成十五年二月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 その翌営業日に支払う）以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一 第二期以後の利子  
 毎年二月二十日及び八月二十日  
 を支払期とし、各支払期におい  
 て、その日以前六月間に属する  
 利子を支払う。

十二 償還期限  
 平成十六年八月二十日

十 十  
五 四 三

払 払 元 償  
込 場 利 還  
期 所 金 金  
日 支 額

平 取 国 日 額  
成 扱 債 本 面  
十 店 代 銀 金  
四 並 理 行 額  
年 び 店 の 百  
八 に 及 本 円  
月 取 び 店 につ  
二 扱 国 支 き  
十 郵 債 店 百  
日 便 元 利 代  
局 利 金 理 店  
支 支 店、  
払